

# 山口県報

平成28年  
11月4日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 保安林予定森林（森林整備課）……………
  - 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（建築指導課）……………
- 公告
  - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（商政課）……………
  - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（二件）（商政課）……………
  - 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………
  - 契約の締結（物品管理課）……………



### 山口県告示第三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十八年十一月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
  - 萩市川上字こうら五九八、五九九、字入道ヶ浴六一三、六一四、字碁盤ヶ岳八六二の一（次の図に示す部分に限る。）、八六二の二、八六二の三、八六二の九、字ゴウラ四二六四
- 二 指定の目的

### 水源の涵養

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
  - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）

##### 一 保安林予定森林の所在場所

- 長門市三隅中字柳ヶ浴四二七〇、一一八三三、一一八三四、字綱ノ口四二七七、四二七九、字椅子ノ木四二八〇から四二八三まで、四二八五、四二八七、一一八三九、字桜ヶ網代一一三二九、字高砂一一三三二、字屋海一一三三五、一一三四二、字小島一一三四二の一、一一三四二の一九、一一三四二の二八、一一三四二の三二、一一三四二の三三、一一三四二の三九、一一三四二の四一、一一三四二の四三、一一三四二の四四、一一三四二の四九から一一三四二の五一まで、字椅子一一三四三、一一三四四、字馬場石一一八二八、字綱ノ口一一八三五、一一八三六、一一八三八

##### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

##### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
  - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百五十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、山口県立宇部総合支援学校特別教室等新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十八年十一月四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 山口県立宇部総合支援学校特別教室等新築工事
- (一) 工事場所 宇部市黒石北五丁目地内
- (二) 工事の概要

鉄筋コンクリート造 地上二階建	構 造	延 べ 面 積
		二、一九六平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
  - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
  - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十八年十一月二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(一)の建築一式工事の数値が八百五十以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(一)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十八年十一月二十二日から同月二十八日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十八年十二月九日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―一三八三〇)にすること。



(四三九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年十一月四日から平成二十九年三月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 DCMダイキ下関店  
 所在地 下関市東大和町二丁目一二番一二号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 東京センチューリース株式会社  
 住所 東京都千代田区神田練堀町三  
 代表者の氏名 浅田 俊一
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の名称	東京センチューリース株式会社	東京センチューリース株式会社

- 四 届出年月日  
 平成二十八年十月二十一日
- 五 変更年月日  
 平成二十八年十月一日

(四四〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年六月十七日山口県公告(二四九)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。  
 当該意見は、平成二十八年十一月四日から同年十二月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アルク琴芝店  
 所在地 宇部市西琴芝一丁目九一〇
- 二 意見の概要  
 特に配慮を求めめる事項はない。

(四四二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年六月十七日山口県公告(二五〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。  
 当該意見は、平成二十八年十一月四日から同年十二月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アルク小郡店  
 所在地 山口市小郡下郷二二七三の一
- 二 意見の概要  
 特に配慮を求めめる事項はない。

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 プリムールあおい  
 所在地 山口市葵一丁目三四〇二
- 二 意見の概要  
 特に配慮を求めめる事項はない。

(四四二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十八年十一月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
 山陽小野田市大字東高泊字下三四ノ割、字下二二ノ割及び字上一二ノ割
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 山陽小野田市大字東高泊三三七番地の一

(四四三) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十八年十一月四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量  
県立学校コンピュータ教室用機器 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成二十八年九月十三日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
富士ゼロックス山口株式会社 山口市小郡黄金町四番一号
- 六 落札金額  
五千四百六万二千円
- 七 入札公告日  
平成二十八年八月二日
- 八 その他
  - (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政
  - (二) 調達方法  
購入
  - (三) 落札方式  
最低価格